植木の剪定・伐採作業における事故防止について

会員の皆様へ

令和 8 年 10 月

公益社団法人 下伊那西部シルバー人材センター

会員の皆様には、日頃より当センターの事業運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、県内のシルバー人材センターにおいて、植木の剪定・伐採作業中に重篤な事故が発生しました。会員の安全を守るため、事故の概要と防止策をお知らせします。**経験や技術のある会員であっても、事故は起こり得ます。安全を最優先し、次の事項を必ず守ってください。**

1　事故の概要

令和 8 年 3 月 16 日、柿の木の伐採作業中、会員が三脚の 2 段目（地上約 60 ㎝）に乗り、電動チェーンソーで枝を切っていたところ、切った枝が三脚に当たり、三脚ごと転倒しました。会員は頚椎を損傷し、事故から約 6 か月経過した現在も入院されています。

事故当時は一人で作業しており、三脚の転倒防止措置も行われていませんでした。ヘルメットを着用し、10 年以上の経験がある会員であっても、重大な事故につながった事例です。

2　事故防止のための注意事項

(1) チェーンソーによる伐採作業

- 樹木の高さや周辺環境を事前に確認し、安全に作業できない場合は受注・作業を控えてください。
- チェーンソーを使用する作業は、必要な特別教育を受講した会員が、必ず複数人で行ってください。
- 作業内容・手順を事前に確認し、契約にない作業は行わないでください。
- ヘルメット、長袖・長ズボン、安全靴、防振手袋、必要な切創防止用保護衣など、作業に応じた保護具を着用してください。
- **脚立や三脚などに乗って、樹上でチェーンソー作業を行わないでください。**

(2) 三脚・脚立を使用する作業

- 使用前に、脚の開きや設置場所などを確認し、正しい使用方法を守ってください。
- 樹木等への固定など、転倒防止措置を確実に行ってください。
- 天板に乗る、身体を乗り出す、枝を無理に押したり引いたりする行為は避けてください。
- 昇り降りは三脚・脚立に正対し、慎重に行ってください。折り畳んだまま立て掛けたり、水平にして使用したりしないでください。

3　安全就業の徹底

就業前には、班長を中心に「安全確認シート」を活用し、作業手順、危険箇所、会員の体調、保護具の使用などを確認してください。一人作業の場合も、事前にシートを作成し、就業当日に自ら確認するなど、安全ミーティングを確実に実施してください。

「自分の命は自分で守る」「仲間の命は仲間で守る」という意識を持ち、経験に頼らず、安全就業基準を遵守しましょう。危険を感じたときは、無理をせず作業を中止し、事務局へ連絡してください。

会員一人ひとりが安全を確認し、声を掛け合うことで、事故のない安全な就業を実現しましょう。